
令和 8 年度
第 2 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和 8 年度第 2 回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 2 9 日 (金) 1 3 時 3 0 分開会
1 4 時 2 0 分閉会
開催場所 千歳市役所議会棟 2 階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員 1 7 名、欠席委員 3 名)

1 番	平 沖 道 徳	出 席	
2 番	今 務	出 席	
3 番	三 溝 健 雄	欠 席	
4 番	平 岡 日 出 男	出 席	
5 番	高 橋 正	出 席	
6 番	今 鉄 雅	出 席	
7 番	宮 澤 徳 夫	出 席	
8 番	山 形 繁 雄	出 席	
9 番	鈴 木 弘 樹	出 席	
1 0 番	川 端 智 之	出 席	
1 1 番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
1 2 番	片 桐 好 英	出 席	
1 3 番	平 井 久	出 席	
1 4 番	藤 田 勝 久	出 席	
1 5 番	清 水 利 一	出 席	
1 6 番	樋 口 司	欠 席	
1 7 番	黒 澤 譲 治	出 席	議事録署名委員
1 8 番	中 村 由 美 子	出 席	議事録署名委員
1 9 番	工 藤 信 二	欠 席	
2 0 番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	櫻 井 雅 彦
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	荒 川 裕 昭
農地係主任	栗 巢 野 将 太

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
- 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
- 報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号届出）
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知等）
- 日程第 6 協議の部
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可の特例について
- 議案第 4 号 令和 8 年度第 1 号農用地利用集積等促進計画の意見について
- 議案第 5 号 令和 8 年度第 2 号農用地利用集積等促進計画の要請について
- 議案第 6 号 現況証明願について
- 議案第 7 号 「令和 7 年度推進委員等の目標に対する点検・評価（案）」に対する意見について
- 議案第 8 号 「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）」について
- 議案第 9 号 千歳市農業委員会委員被服貸与取扱要綱（案）について
- 日程第 7 その他

議 事 次 第

< 日程第 1 開会宣言 >

事 務 局 長 ただ今から、令和 8 年度第 2 回農業委員会総会を開会いたします。本日、3 番、16 番、19 番は欠席する旨、届出がありました。
よって、委員 20 名中、17 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

< 日程第 2 会長挨拶 >

会 長 皆様、こんにちは。
また本日もよろしくお願いします。
それでは、ただいまから会議を始めます。(13 : 31)

< 日程第 3 議事録署名委員の指定 >

議 長 日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、17 番、18 番を指名いたします。

< 日程第 4 諸般の報告 >

議 長 日程第 4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和 8 年度第 1 回総会以降の諸般の事項につきましては、配布しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

< 日程第 5 報告の部 >

【報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）

議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：32）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申し上げます。議案書 1 ページをお開き
ください。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専
決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報
告します。

今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 4 件で、土地の所在等は、
議案書 1 ページから 4 ページのとおりです。

それぞれの被相続人について整理番号 1 は さん、整理番号 2
は さん、整理番号 3 及び 4 は さんであります。

以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号届出）】

議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 5 ページをお開き
ください。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出があり、千歳市農業委員
会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、
これを報告します。

当日配布資料の1ページから2ページに、報告第2号資料として航空写真、地番図、配置図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

本件は、
が住宅用地とするために所有権移転をする転用案件であります。

転用を行う土地の所在等は、議案書のとおりです。

当該地は市街化区域であり、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出を行うことで転用許可が不要となります。

転用目的は住宅用地であり、隣接する宅地と合わせて、2階建ての集合住宅を建設する予定と伺っております。

以上、報告第2号についてご説明申しあげました。

事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

【報告第3号 専決処分の報告について(農地法第18条第6項合意解約の通知等)】

議 長 次に報告第3号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第3号について、ご説明申しあげます。議案書6ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約の通知等があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約は5件、使用対貸借の合意解約は1件で、土地の所在等は、議案書6ページ及び7ページのとおりです。

整理番号1につきましては、農地法第3条により賃貸借していた農地の全部について、貸主を変更するため、合意解約する案件であります。

解約する土地については、議案第4号にて、農用地利用集積等促進計画による賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

整理番号2につきましては、農地法3条により賃貸借していた農地の一部について、農業用倉庫を建築するため、合意解約する案件でありま

す。

解約する土地については、議案第 3 号にて、地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可の特例案件としてお諮りする予定であります。

整理番号 3 及び 4 につきましては、ともに農地法 3 条により賃貸借していた農地の全部について、合意解約する案件であります。

解約する土地については、議案第 1 号にて、農地法 3 条による所有権移転案件としてお諮りする予定であります。

整理番号 5 につきましては、農地法 3 条により使用貸借していた農地の一部について、売却する意向があるため、合意解約する案件であります。

解約する土地については、来月以降、所有者からあっせんの申し出がある予定であります。

整理番号 6 につきましては、農地法 3 条により賃貸借していた農地の一部について、合意解約する案件であります。

解約する土地については、議案第 1 号にて、農地法 3 条による所有権移転案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第 3 号について、ご説明申しあげました。

事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。
(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済といたします。

< 日程第 6 協議の部 >

【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議 長 次に、日程第 6、協議の部に入ります。(13:38)
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について、ご説明申しあげます。議案書 8 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議

意見を求めます。

今月の農地法第3条の許可申請は3件で、いずれも所有権の移転となっています。

当日配布資料の3ページから5ページに、議案第1号資料として位置図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

整理番号2は、 さんが、離農する さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書8ページ上段のとおりです。また、当日配布資料の3ページに位置図を添付しておりますので、合わせてご確認ください。

次に、整理番号3は、報告第3号整理番号4で解約のあった農地について、これまで賃借していた さんが、 さんから買い受ける所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書8ページ下段のとおりです。また、当日配布資料の4ページに位置図を添付しておりますので合わせてご確認ください。

次に、整理番号4は、報告第3号整理番号6で解約のあった農地について、これまで賃借していた さんが、 さんから買い受ける所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書9ページのとおりです。また、当日配布資料の5ページに位置図を添付しておりますので合わせてご確認ください。

整理番号2から4までは、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号2から4までについてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長 次に議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号について、ご説明申しあげます。議案書 10 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

なお、整理番号 1 は可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。

本件は、土砂採取及び農地造成のために一時転用する案件です。

当日配布資料の 6 ページから 16 ページに、議案第 2 号資料として、位置図、地番図、求積図等をお配りしておりますので、説明と合わせてご確認ください。

転用を行う土地の所在等は、議案書のとおりです。

転用目的は土砂採取及び農地造成で、採取する土砂の採取量は 40,665 立方メートルであります。

権利設定の種類は使用貸借権で、転用期間は許可日から令和 9 年 12 月 31 日までとなります。

申請地は高低差が大きく急勾配の区域を含む丘陵地を開いた農地であり、土砂採取を伴う切下げ工事によって効率的な農地に改良を行おうとするものであります。

当日配布資料の 9 ページをご覧ください。

造成計画平面図が記載されており、この図の中に赤色の線の縦断線と青色の横断線を載せております。

この赤色の A から B までの縦断線に沿った縦断図を次の 10 ページに、青色の から の横断線に沿った横断図を 11 から 13 ページに載せており、それぞれ黄色い箇所が切土する部分になっております。

当日配布資料の 15 ページをご覧ください。

農地復元計画についてですが、当該事業は、掘削した現状の表土を現場に仮置きし、切下げ工事及び整地を行った後、表土を戻す計画となっております。

また、万が一、転用事業者である が農地への復元を行わない場合、土地所有者の責任において復元することを誓約していることから、農地復元計画は妥当と考えられます。

なお、農地復元の際の表土の厚さについては、16 ページの表に記載
がございますが、0.3m、30cm の計画でございます。

当該地の農地区分は、農用地区域内農地に区分されております。農用
地区域内農地の転用は、原則許可することが出来ないとされております
が、転用が一時的なものであり、代替地では転用目的が達成できないこ
と、及び農業振興地域整備計画の達成に支障が無い場合には例外的に許
可できます。

本申請については、令和 9 年 12 月 31 日までの使用貸借権の設定であ
りますので、一時転用であり、転用目的が農地造成であることから、土
地の代替性は無いと認められます。

また、千歳農業振興地域整備計画の達成への影響については、4 月 22
日付で、市、農業振興課から計画への影響が無い旨、回答を受けており
ます。

以上のことから、本転用申請については農地の一時転用を含め、許可
基準の全てを満たす見込みであります。

以上、議案第 2 号についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議、
ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、火山灰・砂
利採取特別委員会で協議しておりますので、●●委員長から協議結果に
ついて報告願います。

● ● 委 員 長 4 月 27 日に会長と会長職務代理者にも出席いただき、農民研修セン
ターにおいて、火山灰・砂利採取特別委員会を開催し、議案第 2 号整理
番号 1 に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について審議を行っ
ておりますので報告します。

当日は事業者である にも立ち会いをいただき、一時転用の箇
所を現地調査した後、特別委員会を開催しました。

事務局から転用許可基準に照らし合わせた説明を受け、質疑等を行っ
た結果、当特別委員会としては、本案件を適当と認め、総会に諮ること
で意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 3 号 地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可の特例について】

議 長 次に議案第 3 号、地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可の特例についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 号について、ご説明申しあげます。差し替え版の議案書 11 ページをご覧ください。

地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可の特例について、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 号第 4 号の規定に該当し、農地転用許可を要しないことについて検討を求める申出があったので、許可不要の可否について審議意見を求めます。

本件につきましては、令和 7 年 4 月に農地法と農業振興地域の整備に関する法律の施行規則が改正されたことにより、農地転用許可の特例措置に該当するかどうか審議を求めるものであり、初めて審議する案件であります。

本特例についての手続きにつきましては、当日配布資料の 21 ページにフロー図、22 ページに関係法令抜粋がありますのでご確認ください。

認定農業者から、農業委員会へ許可不要確認の申出書が提出された場合は、内容を確認し周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす恐れがないか、土地改良区等の関係機関の意見を聞きつつ検討し、検討、確認の上、転用許可不要の通知書を発行しつつ、地域計画の変更手続きを行うよう、市長部局へ連絡する流れとなります。

許可不要の通知を受けることで届出者は農業用倉庫の建設に着手できることとなりますので、4 条 5 条の転用手続きだと、総会後に北海道農業会議への意見照会や農業振興地域内農地を農業用施設用地に変更するなど、手続きに時間を要していましたが、本特例では着工までの期間を短縮することができます。また、申請に係る提出書類が 4 条 5 条より少なくなっております。

ただし、所有権移転を伴う 5 条転用の場合は、許可不要の通知であるため、法務省との調整を行っていないことから、所有権移転登記するに

あたり、従来の許可書に代わる証明書として機能するかは明確ではありませんので、注意が必要です。

当日配布資料は戻りまして、17 ページから 20 ページをご覧ください。

航空写真、求積図、設計図、農業経営改善計画認定書の写し、地域計画抜粋を添付しておりますので、説明と併せてご確認願います。

申出地は議案書 11 ページの通りです。

先に説明いたしましたが、特例に該当する場合、農地法の第 4 条あるいは第 5 条の転用許可が不要となるもので、その要件としましては、地域計画に記載する農業用施設であること、認定農業者が転用事業者であること、周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないこととなっております。当日配布資料の通り、申出者は認定農業者で、転用施設はすでに地域計画にも盛り込まれております。

また、農振の用途変更につきましては、後日行う旨、農業振興課から、聴取しています。

周辺農地は申出者の経営地であり、周辺農地への影響はなく、必要最小限の面積であるため、本件申出はこれら全てに該当するものと考えております。

農地法の転用許可が不要でありますので、北海道農業会議の意見を聴くことなく、本総会において議決された後、農地法の許可を要しない旨の通知を発出することで、申出者は事業の着工ができるということになります。

本農業施設は貯蔵庫、農産物乾燥調製施設であり、農業資材置き場には、収穫後の玉ねぎを置くと聴取しております。

なお、今回、初めての案件であるため、議案として提起しましたが、この制度を運用するにあたって、各農業委員会において、会長が専決するということで、事務局内部の決定でも良いし、総会に諮って審議したうえで決定しても良いということで、各農業委員会の判断に任せるとするのが農水省の見解であるため、今後の取扱いとして、提出の都度、議案として審議すべきか、会長専決として報告案件とするのか、今後の取扱いについてもご審議いただきたいと思います。

農業会議の見解としては、多角的な視点からの判断および公平性・中立性を確保する意味から総会で審議を経ることが望ましいとのことから、事務局としては、議案として審議してはどうかと考えております。

以上、議案第 3 号についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議

長

どうでしょうか、今の内容について分かりましたか。

- 事務局 長 認定農業者であれば転用許可が不要だという案件が一つあります。
その上で、今後の取り扱いについての説明をさせていただきました。
今後は農業委員会の総会で諮るのか、若しくは会長専決として事務局で処理するのか、どちらの処理が良いのか、というのが二つ目の審議事項になります。
- 7 番 現地調査を行うのは変わらないのでしょうか。
- 事務局 5 条などの転用はもともと現地調査には行きませんよね。
- 7 番 建物を建てる、となった場合、現地調査には行っていませんでしたか。
- 事務局 インターネットで本州の農業委員会総会議事録などを拝見すると、5 条などの転用案件が出た場合、担当地区の委員さんが出向いて、総会の場で発言をしているようなところもありますが、当市農業委員会は申請書を受けて、事務局で精査後、そのまま総会に諮っておりますので、現地に委員さんは行ってはいないです。
- 2 番 このケースは全く問題ないと思っているのですが、悪用される心配はないのでしょうか。会長専決とした場合に、事務局で断り切れなくなるような事案が発生する危険性はあるのでしょうか。
- 事務局 初めての案件なので想像がつかないのですが、先ほども少し説明したとおり、5 条は所有権移転を伴いますが、こちらですと登記が出来ない可能性があるかもしれません。
自分の土地を自分で行うのは 4 条なので、登記はしませんが、例えば、他の人に売って建物を建てるとなった時には分筆して売り買いが伴いますよね。そうなった時に、この書類では登記は出来ないかもしれないということは示されています。
- 2 番 なかなか難しいですね。
- 事務局 結局、この特例が適用出来る人は認定農業者なので、認定農業者しかこの特例は適用されません。もう一つは、農業用施設とグリーンツーリズムの計画に位置付けられた建物にしか適用されません。
- 4 番 自動的に転用になるのですか。
- 事務局 転用の申請をしなくても建てられる、ということです。

4	番	転用せず、農地の上にそのまま建てるということですか。
事務局	局長	そのとおりですが、申出書により現況は農地から非農地になります。 認定農業者の皆さんを信じるのであれば、悪用はされませんが、ご心配であれば、今回のように総会に1件1件お諮りをするようになります。
1	8番	例えば倉庫の面積はここまで、などの制限もないのですか。
事務局	局長	ありません。
議	局長	総会に諮る方が良いのではないかと思います。いかがでしょう。
事務局	局長	総会に諮っても十分期間は短縮されますし、事務局としても総会に諮るのが良いかと考えております。
議	局長	こちらに関しては総会に諮ることで決定し、この議案も可決してよろしいですか。
4	番	一つだけ、このやり方で建物を建てた場合に、準備金を使うことは可能ですか。
事務局	局長	認定農業者の計画書の中に準備金の使用について記載していれば、基本は使えると思います。
4	番	準備金を使うには転用しなければならない、と聞いたことがありました。
事務局	局長	この件は確認して、後日改めてお知らせいたします。
4	番	分かりました。
議	局長	それではお諮りします。一つ目として、この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(挙手多数)
議	局長	挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。 事務局から提案のあった二つ目ですが、今回のように総会に諮ること

といたします。

【議案第 4 号 令和 8 年度第 1 号農用地利用集積等促進計画の意見について】

議 長 次に議案第４号、令和８年度第１号農用地利用集積等促進計画の意見
についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 4 号について、ご説明申しあげます。

議案書 12 ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から意見を求められたので、審議意見を求めます。

今回お諮りする案件は、整理番号利 1 及び 2 の 2 件で、備考欄に記載しておりますが、新規案件となります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

当日配布資料 23 ページに議案第 3 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

利 1 及び 2 は、先ほど報告第 3 号にてご説明しました合意解約を報告した案件につきまして、借主を 〃 に変更し、新たに農地中間管理事業としての賃貸借権を設定する案件となります。

この計画要請の内容は、農用地の効率的利用や、継続的かつ安定的な農業経営を定めた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の各要件を満たしております。

以上、農用地利用集積等促進計画について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議長　これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願い
します。

(举手多数)

議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 5 号 令和 8 年度第 2 号農用地利用集積等促進計画の要請について】

議長 次に議案第 5 号、令和 8 年度第 2 号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 5 号について、ご説明申しあげます。議案書 13 ページをお開きください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社に対する農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請について、審議意見を求めます。

当日配布資料の 24 ページに議案第 5 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が 1 件になります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

整理番号所 1 は、令和 7 年度第 12 回総会議案 3 号農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決いただいたものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議承認の結果通知があったことから、当該農地を同公社が買入する農地売買等事業になります。

整理番号所 1 は、北海道農業公社に所有権を移転した後、同公社から認定農業者に一時的に貸し付ける促進計画をご審議いただく予定であり、貸付先は を予定しております。

なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権等の設定を受ける場合は、法律上の要件は定められておりませんが、同公社が定めた農地中間管理機構特例事業規程において買入の基準が定められており、本件は、当該規程で定められた基準を満たしております。

以上、整理番号所 1 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成委員は挙手をお願いし

ます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 6 号 現況証明願について】

議 長 次に議案第 6 号、現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 差し替え版の議案書 14 ページをご覧ください。
議案第 6 号についてご説明申し上げます。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は整理番号 4 の 1 件であります。
当日配布資料 25 ページから 27 ページに議案第 6 号資料として、航空写真、現地写真を添付しております。
現況証明願の所在地等は、議案書 14 ページのとおりです。
整理番号 4 の長都〇〇は により届出があり、鉄塔が建てられ、 さんと賃貸借契約をしております。また〇〇については さんが平成 8 年 4 月に農地法 4 条により内地番で、農業用倉庫建設のため許可申請書が提出され、同年 5 月に許可されているものでありますが、農地台帳上の現況地目は、何かの手違いで、畑のままとなっております。
本件は、農地売買を行うにあたり、鉄塔及び農業用倉庫等部分を分筆し、地目変更登記したいとして現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は鉄塔及び農業倉庫等として利用されており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号 4 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

- 1 0 番 4月24日に、私のほか、4番、7番及び事務局により、整理番号について現地調査を行いましたので報告します。
- 証明を受けようとする土地は、鉄塔及び農業倉庫等が建っており、農地利用はありませんでした。
- 本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
- 私からは以上です。
- 議 長 これより質疑を行います。
- 1 8 番 航空写真の と書いているところの下の番地が、〇〇ではなく〇〇ですか。
- 事 務 局 そうですね。こちらは分筆前の航空写真なので、台帳の地番図には反映されていません。1年に1回しか台帳突合をしませんので、お手元の資料は令和7年1月1日の地番図であり、令和8年1月1日の地番図は、もう少ししましたら更新されます。
- 1 8 番 分かりました。
- 議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
- お諮りします。この議題を可とすることに賛成委員は挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第7号 「令和7年度推進委員等の目標に対する点検・評価(案)」に対する意見について】

- 議 長 次に議案第7号、令和7年度推進委員等の目標に対する点検・評価案に対する意見についてを議題といたします。
- 事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第7号について、ご説明申しあげます。議案書15ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、最適化活動を行う推進委員等が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行うため、令和 7 年度推進委員等の目標に対する点検・評価案に対する審議意見を求めます。

議案第 7 号、第 8 号関連当日配布資料 1 ページから 20 ページに議案第 7 号 別紙、22～28 ページに議案第 7 号・8 号資料農林水産省通知を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

事務局では、各委員から毎月提出いただいている活動記録簿から、当日配布資料、1 ページから 20 ページにあります別紙様式 3 に転記し、2 の農業委員会による点検・評価の全体としての評語は当日配付資料 28 ページの表に基づき加点のうえ、記載いたしました。

委員個々の活動状況を総会に付議し、委員から出た意見をこの様式に記入したうえで、それぞれの委員に通知することが求められております。

これについてご意見等がありましたら、ご発言のほど、よろしくお願い申しあげます。

事務局からは以上です。

議	長	これより質疑を行います。 この議案に対する質問、ご意見等があればお受けします。 (質疑等なし)
---	---	---

議	長	それでは、特に意見がありませんので、この議案については、意見なしと決定しました。
---	---	--

【議案第 8 号 「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）」について】

議	長	次に議案第 8 号、令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価案についてを議題といたします。 事務局より説明願います。
---	---	--

事	務	局	議案第 8 号について、ご説明申しあげます。議案書 16 ページをお開きください。
---	---	---	---

農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行うため、令和 7 年度最適化活動の

目標及び目標に対する点検・評価案に対する審議意見を求めます。

議案第 7 号、議案第 8 号関連当日配布資料 21 ページに議案第 8 号、別紙様式第 4、22 から 28 ページに農林水産省通知抜粋を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

先ほど、ご審議いただきました議案第 7 号と同様に、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

議案第 7 号では、委員個人の最適化活動に対する点検・評価でありましたが、本議案は、農業委員会としての最適化活動の点検・評価となります。右端にある 3 点検・評価結果の評語については 27 ページの表に基づき、加点の上、記載しております。

議案第 8 号資料、別紙様式 4 につきましては、総会での意見を記載する欄はありませんが、農林水産省経営局長通知により、総会に付議することが求められておりますので、お諮りするものであります。

よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 9 号 千歳市農業委員会委員被服貸与取扱要綱（案）について】

議 長 次に議案第 9 号、千歳市農業委員被服貸与取扱要綱案についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 9 号について、ご説明申し上げます。議案書 17 ページをお開きください。

千歳市農業委員会委員被服貸与取扱要綱を次のように制定するので、

審議意見を求めます。

当日配布資料 28 ページから 29 ページに議案第 9 号資料として、要綱案を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

農業委員の皆様には、日頃より農地パトロールや農地転用申請に伴う現地確認など、屋外における活動を精力的に行っていただいております。こうした業務を、より安全かつ効率的に進めていただくため、本要綱を定め、今年度の委員改選に合わせ、作業着の貸与を図るものであります。

なお、統一した作業着を着用することで、一目で農業委員という身分や職務が明確になります。これにより、地域住民の皆様にも、公的な調査であるという安心感と信頼感を与え、現地でのコミュニケーションや業務の遂行を、より円滑にする効果も期待し、今回の要綱制定を提案するものです。

この要綱につきましては、施行日を令和 8 年 7 月 20 日とし、委員の改選日に、上下セットとなった千歳市農業委員会の刺繍入り作業着を貸与いたします。

なお、本作業着にかかる予算につきましては、令和 8 年 3 月に開催した千歳市議会第 1 回定例会にて可決済であります。

以上、議案第 9 号について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。事務局からは、以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題を可とすることに決定しました。
これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

資 料 1 令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望

口 頭 農地パトロールの出欠について

資 料 2 農作物の生育状況について

資 料 図書目録・ラジオ・農業者年金加入推進書類について

口 頭 6 月の懇親会と総会開催時間について

口 頭 7 月の懇親会について

< 閉会宣言 >

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。(14 : 20 閉会)